

代理記載用

請求書

滋賀県議会議員補欠選挙

公職選挙法第四十九条第二項の規定により、近江八幡市長選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者

近江八幡市議会議員補欠選挙

投票を行いたいので、同法施行令第五十九条の四第二項の規定により投票用紙および投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所

滋賀県

市 郡

町

番地

令和八年

月

日

氏

名

代理記載人となるべき者の氏名

市

滋賀県

選挙管理委員会委員長様

町

備考

- 一 氏名欄には、選挙人の氏名を記載すること。
- 二 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。
- 三 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 四 郵便等投票証明書を必ず提示すること。
- 五 公職選挙法施行令第五十九条の四第三項の申請をする場合は、適当な箇所に「引続居住」と記載すること。